

東大阪市特定生産緑地の指定

令和6年度第2回東大阪市都市計画審議会

令和6年8月30日（金）

特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」



令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

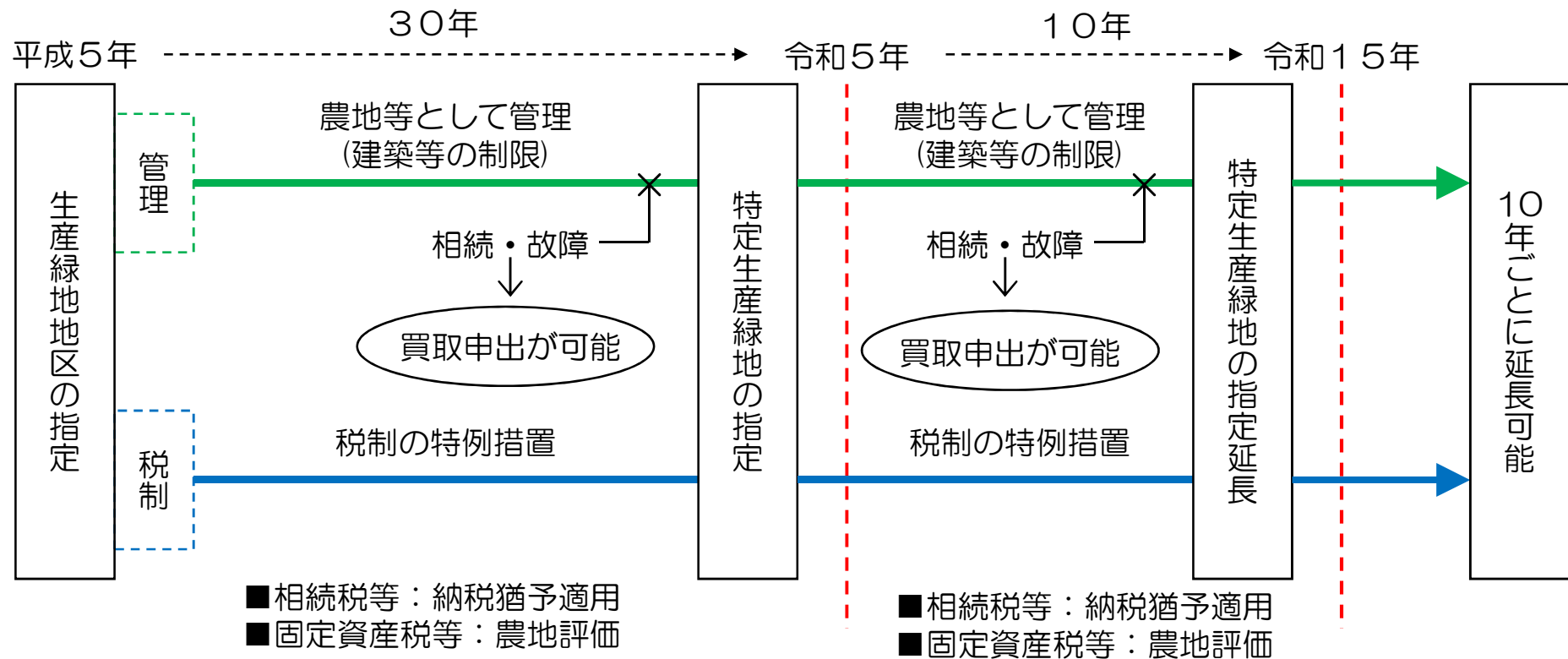


特定生産緑地制度を活用し、生産緑地の保全を図る。

特定生産緑地制度について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



生産緑地地区の指定状況

全生産緑地面積と指定の内訳（令和5年9月変更時点）

	面積（ha）	
全生産緑地	97.11	
内 平成4年指定	77.82	（80.1％）
内 平成5年指定	2.53	（2.6％）
内 平成6年指定	0.88	（0.9％）

今回の対象は

	受付期間
平成6年指定分	R5.4.1～R6.3.29

指定に向けた取り組み

取り組み経過

令和 2 年 1 月	全所有者に対して指定申請書類、 制度概要資料の送付
令和 5 年 9 月	未申請者に対して意向調査を実施 併せて、特定生産緑地制度の再周知 (意向調査の返送がなかった方には個別対応)

指定の概要

地 区 名 称	位 置	面 積				議案書 ページ番号
		生 産 緑 地 地 区	特 定 生 産 緑 地			
			既に指定されている 区域	新たに指定する区域	指定後の区域	
六万寺町2-F-24	東大阪市六万寺町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha	約 0.08 ha	P28
中部区画整理地区JJJ-10	東大阪市川中地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	P27
中部区画整理地区SSS-10	東大阪市水走一丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	P27
渋川町2-A-27	東大阪市渋川町二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	P29
友井2-I-28	東大阪市友井二丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha	約 0.23 ha	P30

合計 5地区 約0.46ha

(参考) 平成6年度指定生産緑地地区の特定生産緑地申請率

地区数・・・9地区 面積・・・約0.59ha

生産緑地の約66%の指定

今後のスケジュール等

特定生産緑地指定についての審議会開催予定時期と 対象受付期間

審議会開催予定時期	対象受付期間	対象年度	面積 (ha)
令和7年8月	R6.4.1~R7.3.31	H7	0.3

農地所有者への制度周知の徹底

- J A 広報誌への定期的な制度の掲載
- 市政だよりへの掲載
- 所有者の意向を電話・対面で確認 等